神路谷川	左岸　和歌山県紀の川市下鞆渕一一六六番二地先 右岸　和歌山県紀の川市下鞆渕一一六五番地先
本川	左岸　和歌山県紀の川市上鞆渕一一五一番二地先 右岸　和歌山県紀の川市上鞆渕一一五一番一地先
清川	左岸　和歌山県紀の川市上鞆渕六九一番七五地先 右岸　和歌山県紀の川市上鞆渕八八九番二四地先
桂川	左岸　和歌山県海草郡紀美野町松ヶ峯二一七番二地先 右岸　和歌山県海草郡紀美野町松ヶ峯二二五番一地先
	真国川への合流点
	真国川への合流点
	貴志川への合流点

○国土交通省告示第四百五十八号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第三条第一項及び第三項の規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定するので、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。

令和八年三月三十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

名称　佐波川特定都市河川流域

区域　山口県山口市、防府市、周南市のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域

（図面省略）

その関係図面は、中国地方整備局及び山口河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

別表　佐波川特定都市河川

名称	区間		
	上流端	下流端	
佐波川	山口県山口市徳地柚木字山田三千三百二十二番地先の町道橋下流端	左岸　山口県防府市大字和字善光一万四百九十二番二地先 右岸　山口県防府市大字奈美字提ノ口一万百六十五番二地先	佐波川への合流点
奈美川	左岸　山口県防府市大字奈美字谷口百六十七番二地先 右岸　山口県防府市大字奈美字松ケ谷七百二十五番一地先		佐波川への合流点
大井谷川	山口県防府市大字奈美字権現二十五番一地先の権現橋下流端		佐波川への合流点
中山谷川	左岸　山口県防府市大字中山字桑原一万百五十三番地先 右岸　山口県防府市大字中山字台ヶ原一万百十番一地先		佐波川への合流点

久兼川	左岸　山口県防府市大字久兼字甲子岩三百六十七番一地先 右岸　山口県防府市大字久兼字甲子岩三百六十九番地先
新田川	山口県山口市徳地伊賀地字山崎千百二十一番一地先の農道橋下流端
二ノ宮川	山口県山口市徳地堀字狼岩四千二百四十九番二地先の県道橋下流端
島地川	左岸　山口県周南市大字巣山字そり千四百十二番二地先 右岸　山口県周南市大字巣山字橋詰千五百七十四番地先
矢井川	藤木川の合流点
立石川	山口県山口市徳地藤木字迫千四百九十二番二地先の県道橋下流端
十郎川	山口県周南市大字馬神字井手ヶ迫下六百九十番地先の県道橋下流端
大谷川	左岸　山口県周南市大字馬神字車木下千六百四十九番四地先 右岸　山口県周南市大字馬神字車木下千六百五十番一地先
串川	山口県山口市徳地鯖河内字むくろさこ一万七百七十番地先の砂防堰堤下流端
上角川	左岸　山口県山口市徳地鯖河内字鹿ノ地八十六番四地先 右岸　山口県山口市徳地鯖河内字鹿ノ地八十三番地先
御所野川	山口県山口市徳地深谷字高巣ヶ垣一万三百三十六番一地先の砂防堰堤下流端
三谷川	左岸　山口県山口市徳地三谷字河原千九百十番一地先 右岸　山口県山口市徳地三谷字羽高日平二千三十二番地先
奥河内川	左岸　山口県山口市徳地船路字山ノ口一万三百十三番二地先 右岸　山口県山口市徳地船路字山ノ口千六百六十七番一地先
引谷川	左岸　山口県山口市徳地引谷字下瀬戸千七百十八番二地先 右岸　山口県山口市徳地引谷字瀬戸中原千七百二十三番一地先
引廻川	山口県山口市徳地引谷字下大浴一万千二十五番一地先の町道橋下流端
野谷川	左岸　山口県山口市徳地野谷字下判ノ田二千五百十六番地先 右岸　山口県山口市徳地野谷字吉田二千六百七十三番地先
	佐波川への合流点
	佐波川への合流点
	佐波川への合流点
	佐波川への合流点
	佐波川への合流点
	佐波川への合流点
	串川への合流点
	島地川への合流点
	佐波川への合流点
	佐波川への合流点
	佐波川への合流点
	引谷川への合流点
	佐波川への合流点